

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

2023 (R5) 年10月4日
鳥取県人事委員会

当委員会では、本日まで、民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見を聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

本日、本県職員の給与改定についての内容がまとまりましたので、勧告を行うものです。

1. 月例給

- はじめに、月例給について申し上げます。
- 月例給の公民較差については、県職員給与が県内民間給与を0.87% (2,996円) 下回っております。
- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、本県における初任給等の状況は概ね国と同様であることなどを踏まえ、給料表を本年の人事院勧告による国の俸給表に準じたものへ改定 (切替え) し、若年層に重点を置いて全世代の水準を引き上げることとしました。
- これらの改定は、本年4月分の給与から実施することとしました。

2. 特別給

- 次に、特別給について申し上げます。
- 特別給については、県職員の年間支給月数 (4.10月) が県内民間事業所の年間支給月数 (4.18月) を0.08月分下回っております。
- このため、当委員会としましては、月例給と同様に、県職員の特別給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、県職員の特別給は0.05月単位で改定を行うこととしていることから、支給月数を0.10月分引き上げることとしました。
- 引上げにあたっては、国及び他の地方公共団体の状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとしました。
- この改定は、本年12月期分の特別給から実施することとしました。

3. 人事管理に関する報告

併せて、人事管理に関して意見を述べています。

本年の人事管理報告では、「職員がやりがいをもって、能力を高め、発揮する鳥取県」を実現するため、「職員」と「職場環境」の2点について重点的に意見を述べました。

○一点目は、「やりがいをもって、能力を高め、発揮する職員」についてです。

「人材獲得競争」が激化する中、まず採用において「人材から選ばれる」こと、採用後において「人材の能力向上及び発揮を促し、支援する」ことについて述べています。

○二点目は「職員が能力を発揮できる職場環境」についてです。

「疾病の予防・治療、労働災害の防止」、「長時間労働の是正」、「仕事と生活の両立」、「ハラスメントの防止・対策」、「服務規律の徹底」など、職員の能力の向上や発揮を阻む要因の除去、及び、健康面や家庭面など勤務上の支障が生じた職員の支援について述べています。

○多様な職員一人ひとりが、自由、活発に意見を交わし合い、伸び伸びとその能力を高め、発揮し、連携、協力して県民の生活を脅かす諸問題に立ち向かっていくことができるよう、さらに風通しのよい組織文化、風土の醸成に継続して取り組まれることを期待します。

4. 勧告等実施の要請

職員の給与に関する勧告及び人事管理に関する報告の内容は、以上のとおりです。

職員は、本県を取り巻く厳しい状況の中、日々職務に精励し県民サービスの維持、向上に懸命に努力されるとともに、様々な課題に前向きに取り組み先進的な施策を実施しておられます。

特に、新型コロナウイルス感染症への長期に渡る対応においては、全職員が一丸となって、県民の生命と健康、生活を守るため全力で取り組まれました。

このような職員の努力に対し、本委員会としても心から敬意を表するとともに、今後とも心身の健康にも十分に留意しつつ、県民とその生活を守るため、高い使命感と厳正な規律をもって職務に精励し、もって県民の期待と信頼に応えられますようお願いいたします。

知事（県議会）におかれては、地方公務員法に基づく「勧告及び報告制度」にご理解いただき、本勧告、報告に基づいて適切に対応いただくよう要請します。